
グローバル化と国際人権

国連の人権保障制度における国際機関と国家

薬師寺 公夫

Yakushiji Kimio

はじめに

冷戦構造の崩壊後生じた紛争の多発、国際社会の多様化、グローバル化に伴い、武力紛争下の重大な人権侵害、国内外への大量難民、重大な犯罪の不処罰、テロ組織および国際犯罪組織による人権侵害、女性・児童に対する暴力・虐待、サイバー犯罪などのインターネットを通じた人権侵害、絶対的貧困、エイズウイルス（HIV）等伝染病などの人権問題が国際社会で注目を集めるようになった⁽¹⁾。他方で、グローバル化は、人権の世界大での普遍的適用を要請している。こうした諸課題に直面した国際連合は、各機関に分散して担われ、また国連人権委員会で過度に政治化していた人権活動を見直し、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の設置、人権の主流化、国連人権委員会の廃止と国連人権理事会の創設および制度構築の採択、人権諸条約の実施機関の強化プロセスなどの改革努力を通じて、これらの人権問題に複線構造の人権保障制度を用いて総合的・効果的に対処をはかろうとしている⁽²⁾。

グローバル化の進展に伴う国の領域管轄権を超えて生じる人権問題や非国家主体による国際的に影響をもつ人権侵害は、国家はその領域管轄権内にある個人に対して条約に定める人権を保障するという人権保護の古典的な法枠組みだけでは必ずしも十分には対応しきれなくなりつつあるのかもしれない。しかし、国連人権諸条約の実施機関は、まずは既存の条約の枠組みのなかで条約に定める手続きおよび義務の発展的解釈と条約間での調整を通じてグローバル問題への対処をはかってきた。本稿の前半では、そうした若干の例を検討する。他方、諸国は、国連憲章を基礎とする人権保障手続と非法的国際人権文書を用いることで、国際社会全体に影響を与える大規模な人権侵害や非国家主体による人権侵害への対処を強めてきているように思われる。これらの選択は究極的には諸国の合意に根ざすものではあるが、個々の場面では、国家の同意や国の法的義務を超えた広義の人権規範の形成と遵守を国際機関および市民社会が要求し、国家の機能を縮小するように働く場合がある。本稿後半ではそうした若干の例を取り上げて今後の国際人権保障の課題を検討してみたい。

1 国際人権条約実施機関による条約義務の発展的解釈と国家

(1) 人権条約の義務の構造と条約実施機関の役割

①人権条約の義務の構造

人権は人の国家に対する権利であり、人権条約は、通常、締約国が個人に対して条約に定

める人権を保障する義務を負うという形態をとる。かつては、国は、自由権については個人の市民的・政治的権利を侵害しない即時実施義務を負い、社会権については給付によって個人の経済的・社会的・文化的権利を漸進的に実現する義務を負うという考え方が主流であったが、グローバル化とともに人権のさまざまな側面とすべての人権の不可分性、相互依存性および相互連関性が再認識され、国は、各人権について権利を侵害しない尊重義務、権利を積極的に実現する充足義務、さらに権利を他人の侵害から擁護する保護義務を負っていると見る見方が有力になっている⁽³⁾。しかし、いずれの場合も国家に義務履行を求めるという点での国家中心の義務構造は不変であり、人権条約は非国家主体に直接義務を課すものではない。

また締約国は、その管轄権の下にある個人の人権を保障する義務を負っており、通常念頭に置いているのは領域管轄権下にある個人である。グローバル化は物だけでなく人・情報等の国際移動を飛躍的に増大させたが、人権保障義務は締約国の領域管轄権が及ぶことを基本に置いて締約国の義務として設定されている。そこで領域外での人権侵害にどう対処するかが問題となる。

②条約実施機関の補完的役割

人権問題は、第2次世界大戦以前は国家の国内管轄事項であり、現在も、条約義務を離れてすべての人権問題が国際関心事項となるわけではない。したがって、条約が定める国家の人権保障義務も、まずは締約国自身による国内実施が基本に置かれている（例えば自由権規約第2条2および3参照）。条約実施機関による国際的監視は、国内的実施を補助する補完的なものと位置づけられる。他方、今日「すべての人権および基本的自由を助長し保護することは、政治的、経済的および文化的な体制のいかんを問わず、国家の義務である」（ウィーン宣言第5原則）⁽⁴⁾とされる。しかし実際にはグローバル化の反面として、多様な歴史的、文化的、宗教的背景あるいは政治的、経済的、社会的理由から人権の普遍性に対するさまざまな挑戦がなされている。

そこで国際社会における多様性の尊重と国際人権の普遍性の堅持という異なる要請の間にバランスを保ちつつ国際人権保障を促進する機能が、国連人権条約実施機関の重要な機能として期待されている。しかし条約手続は、締約国全体に適用できるものとしては国家報告制度（例えば「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第40条）しかなく、権利主体である個人の保護に適用できるものとしては締約国の受諾を必要とする個人通報制度（例えば「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」）しか存在しない。この制約（国家通報制度〔例えば「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第41条〕は機能していない）のなかで、人権条約実施機関が、条約に定める人権の普遍性を維持しつつ、同時に人権の内容を国際社会のニーズに適合させて発展させるために利用できる主要な道具は、国家報告手続における最終見解（concluding observations, 「総括所見」の訳もある）、個人通報手続における見解（views）、これらを総合して条約規定について注釈する一般的意見（general comments）である。国連人権諸条約の実施手続は、グローバル化に伴い生じる人権問題それ自体に直接即応する機能は有しておらず、むしろ、それらが条約に定める人権の保障に抵触する限りで、その是正を求

める機能を果たす。以下では、自由権規約委員会の若干の例を取り上げ、条約実施機関が、新しく生じる人権問題に対処するための権限をどのように確保し、条約の解釈、特にその発展的解釈⁽⁵⁾を通じて実際の問題にどのように対処しているのかをごく簡単だが概観しておきたい。

(2) 人権条約の発展的解釈をめぐる条約実施機関と国家の対立と調整

国際社会の分権的構造を反映して、従来条約の解釈権は個々の締約国にあるとされてきた。国連人権条約の実施機関は、欧州や米州の人権裁判所のような拘束力ある判決を下す権限を付与されておらず、国家報告や個人通報の検討の後、上記の最終見解、見解および一般的意見を決定する権限のみを有する。これらのいずれも、それ自体としては勧告的効力しか認められていない⁽⁶⁾。それにもかかわらず、法的拘束力のない見解や一般的意見を通じて、条約実施機関が条約起草当初の締約国合意を超えた条約規定の発展的解釈を推進してきており、それが条約実施機関の慣行として定着してきている現実を直視する必要がある。以下では主に自由権規約委員会を例に、条約実施機関が新たな問題に対処するためどのように権限を確保し、問題に対応してきたのかを若干の例でみておきたい。

① 国家の留保権と実施機関による留保の規制

締約国が人権条約に留保を付すことは当該条約が特に制限していない限り許容されている。しかし人権条約が広範な締約国とともに規範内容においても普遍性を保つためには、条約の普遍性（締約国数）と一体性を兼備する必要がある。この要請を満たすため国際司法裁判所（ICJ）は、周知のジェノサイド条約留保事件で留保の条約目的との両立性という基準（compatibility test）を採用し、同基準は後のウィーン条約法条約でも採用されたが、両立性の判断権は個別国家に委ねられた（条約法条約第19条、第20条）。

自由権規約の実施過程では同規約に定める人権を自国の憲法またはシャリーア法（イスラーム法）の範囲内でのみ認めるといった相当数の留保が付されたため、留保の数、内容、範囲が同規約の一体性と実効性を危うくする状況を生み出した（女子差別撤廃条約でも同様の状況が発生）。そこで自由権規約委員会は、欧州人権委員会および裁判所の先例も踏まえて、一般的意見²⁴⁽⁷⁾で、留保の規約目的との両立性の判断権は同委員会にあり、規約目的と両立しない留保は当該留保のみ無効となるとする意見を採用し、同規約および議定書の下で許容されない留保を詳細に列挙した。英・米・仏3カ国はこの意見に強く反駁する異例の意見を提出したが、委員会はロウル・ケネディー事件の受理許容性決定において、一般的意見²⁴に従い、トリニダード・トバゴの自由権規約選択議定書に対する留保を無効と判定した⁽⁸⁾。

規約の人権を国内法の範囲内に閉じ込める留保をこの判定権の行使により実際に規制することには困難があるが、国連人権条約に付された留保については条約実施機関が両立性の判断を行なう権限を有するという先例を確立したことの意義は大きく、国連国際法委員会（ILC）も、2011年の条約の留保に関する実行ガイドラインで条約監視機関による権限範囲内での留保の許容性判定権を追認している（ガイドライン3.2）。ちなみに日本政府は、2012年に、社会権規約第13条2(b)および(c)の規定に言う高等教育への「無償教育の漸進的な導入」に拘束されない旨の留保を撤回した。日本政府が人権条約に付した留保を撤回した初めてのケース

である。

②発展的解釈と最終見解、見解および一般的意見の法的意味

自由権規約の条文は生きた文書であり、今日の諸条件に照らして解釈しなければならない、という欧州人権裁判所に端を発した人権文書の発展的解釈の手法は、今や国連条約実施機関に共通のものである。この名を冠するか否かにかかわらず、自由権規約委員会は、同規約の人権諸条項の発展的解釈を展開してきた。同規約第26条の差別禁止規定は社会権にも適用されるとしたブレクス事件見解、外国への追放または犯罪人引き渡し決定の必然的かつ予見可能な結果として他の管轄権下で規約上の権利が侵害される場合には、当該追放または引き渡しを行なう規約当事国が規約に違反するとしたキンドラー事件見解、死刑廃止国は死刑存置国と異なり、自国外でも死刑適用の現実の危険に曝さない義務を負うとしたジャッジ事件見解、委員会には安全保障理事会の強制措置の実施のために執られた締約国の国内措置が規約と両立するか否かを検討する権限があるとしたサヤディほか事件などは、その代表的事例であろう⁽⁹⁾。委員会は、個人通報手続の見解および国家報告検討手続の最終見解をまとめて条文ごとに一般的意見を作成しており、委員会としての規約解釈はこの一般的意見に集約的に示されている。

これらの法的拘束力のない委員会の見解や一般的意見がどの程度有権的なものかについて委員会自身は、一般的意見33において、見解は規約解釈の任務を負う機関による権威ある決定(an authoritative determination)であり、この性質は委員会と協力し、誠実に行動する締約国の義務からも導かれるという立場を表明した⁽¹⁰⁾。この見方には締約国は必ずしも同意していないが、ICJは、パレスチナ占領地壁建設事件勧告的意見で、自由権規約委員会の見解を規約第2条に関するICJの解釈を補強するために援用し、さらにディアロ事件本案判決で、国際法に必要な明白性、一貫性および法的安定性を理由に、「規約の自らの解釈について自由権規約委員会の解釈をモデルとすることを決して義務づけられてはいないが、その条約の適用を監督するために特に設置されたこの独立の機関により採用された解釈に大きな重みを与えるべきだと確信する」と明言した⁽¹¹⁾。形式的には法的拘束力のない委員会の見解に示された規約解釈について、ICJが「大きな重み」を与えた事実は法的にみても無視できない要素がある。現在ILCは条約解釈に関連した国家合意および国家実行のテーマを検討しており、そこで条約監視機関の意見がどのように取り扱われるかも注視すべき点である。国内裁判所が条約実施機関の見解等で表明された条約解釈を法理論上どのように評価するかという問題はそれ自体として分析が必要であるが、同時にこうした解釈が果たす現実的機能についても十分考察しておく必要がある。

③条約規定の領域外適用

自由権規約は「その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人」(第2条1)に対して規約に定める人権を尊重し確保することを締約国に義務づけるが、領域外にある個人に対しても人権保護義務を負うかが問題となってきた(例えばグアンタナモ基地に収容された被拘禁者の処遇)。自由権規約委員会は、初期の事件でウルグアイ国家機関によるアルゼンチンおよびブラジルでの逮捕行為に対して規約の適用を認めた例があったが、パレスチナ占領

地壁建設事件のICJ勧告的意見は、この事例に言及して、規約の目的を考慮すれば国が域外管轄権を行使する際にも規約は適用されるとするのが自然な解釈であると認めた⁽¹²⁾。こうした決定も受けて自由権規約委員会の一般的意見31（2004年）は、締約国は規約上の人権を領域内にいなくても締約国の権力内または実効的支配下にあるすべての個人に対して尊重および確保しなければならないと定式化し、そのなかには海外に平和維持または平和執行活動で派遣された部隊をも含めて、このような部隊の権力または実効的支配下に入った個人が含まれるとしている⁽¹³⁾。

社会権規約および児童の権利条約が国の域外行為について適用されることは上記ICJの勧告的意見で確認され、女子差別撤廃委員会も、特に武力紛争における女性の人権の保護に関連して、同条約の域外適用を繰り返し確認している⁽¹⁴⁾。以上のように、人権諸条約の領域外適用に関する法解釈は今や確定していると言ってよいが、海外に多数の兵士を派遣している米国は、この解釈に同意しておらず、2014年の自由権規約委員会における最終見解も、委員会の確立した先例およびICJの先例にもかかわらず同国が領域外において管轄権下にある個人への規約の適用を認めていないことを遺憾とし、「後に生じた慣行」を含めて規約を誠実に解釈するように勧告している⁽¹⁵⁾。

④非国家主体の行為に対する国の責任と非国家主体への人権条約の適用

武力紛争の多発およびグローバル化に伴う多様な行為主体の登場は、非国家主体による人権侵害行為に対して人権条約上いかなる対処が可能かという問題をも提起させた。人権は実定法上、個人の国家に対する権利であり、個人に対して人権保障の義務を負うのはもっぱら国家である。周知のように憲法では、三菱樹脂事件最高裁判所判決以来、憲法の人権規定は私人間に直接適用できず、私人間関係においては、各人の自由および権利の対立調整は原則として私的自治に委ねられ、社会的許容性の限度を超える侵害がある場合にのみ法が介入（個別領域の法律の制定・適用、民法の一般条項や不法行為規定の適用）して人権保護の調整をはかるという考え方がとられてきた⁽¹⁶⁾。

人権諸条約においても、個人の人権を保障する義務はもっぱら国家が負うとされる。自由権規約委員会の一般的意見31が述べるように、同規約「第2条1の義務は、国際法上、締約国を拘束しそれ自体として水平的効果を有しない」。しかし、「規約上の権利を確保する締約国の積極的義務は、国家機関による権利侵害だけでなく、権利の享有を損なう私人または私的団体の行為からも個人を保護する場合にのみ完全に履行される。私人または私的団体による侵害行為から生じる被害を許容し、または、防止・処罰・調査または救済するために適当な措置をとりもしくは相当の注意（*due diligence*）を払うことを怠った」場合には「国家による権利侵害が生じる」⁽¹⁷⁾との認識が強くなってきている。締約国が、非国家主体による人権侵害から個人を保護するために行使しなければならない防止および処罰のための「相当の注意」義務の程度は、保護すべき人権、非国家主体と国家機関の関係、人権侵害の態様によって多様であるが、条約が国家の執るべき措置を定めている場合がある。例えば、自由権規約第20条は私人の戦争宣伝および差別、敵意または暴力の扇動となる国民的、人種的または宗教的憎悪の唱導を法律で禁止する積極的義務を国に課すが、人権条約によってはさらに詳細

に国の義務の内容を特定化したものもある。

人種差別撤廃条約は、個人、集団または団体による人種差別をすべての適当な措置により禁止・終了させる一般的義務（第2条1(d)）に加え、人種的優越・憎悪に基づく思想の流布、人種差別の扇動、人種差別を助長・扇動する団体および宣伝活動など第4条(a)および(b)に定義する行為を「法律で処罰すべき犯罪」とすること、人種差別の結果被った損害に対し公正かつ適正な賠償または救済を権限ある自国の裁判所に求める権利を確保すること（第6条）を国に義務づける⁽¹⁸⁾。例えば人種差別撤廃委員会の一般的意見35⁽¹⁹⁾が第4条の法律で禁止しなければならない行為について一定の基準を示したように、委員会の見解や一般的意見を通じて国の義務の内容が基準化されていく傾向にある。同様に女子差別撤廃条約は、女子差別の定義に市民的(civil)分野における差別を含め(第1条)、締約国に個人、団体または企業による女子差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる一般的義務(第2条1(e))を課したうえで、あらゆる形態の女子の売買および売春からの搾取を禁止するための適当な措置をとる義務(第6条)、第11条に定める雇用分野における女子差別および婚姻または母性を理由とする女子差別を撤廃するための適当な措置をとる義務をはじめ、締約国に私的領域における女性差別を撤廃するためにあらゆる適当な措置をとる積極的義務を課す⁽²⁰⁾。適当な措置の選択に締約国の裁量権を認めた規定が多いが、なかには妊娠・母性休暇または婚姻を理由とする差別的解雇を「制裁を課して禁止する」ように求めた義務もある。女子差別撤廃委員会も、例えば一般的意見19(1992年)が人種差別の定義に「ジェンダーに基づく暴力」を含め、家庭内での暴力や労働の場における性的危害やセクシャルハラスメントに対する刑事制裁、民事救済、賠償を含む効果的な措置をとるよう締約国に求めたことにみられるように、締約国がとるべき措置をいっそう基準化する役割を果たしている⁽²¹⁾。

これらの基準に基づいて条約実施機関は、刑事制裁も含む具体的な措置を締約国に求めるようになっている。例えば、2014年日本の第7—9回定期報告に対する人種差別撤廃委員会の最終見解は、人種差別禁止の包括立法や第4条(a)および(b)に対する留保の撤回、同条を実施する刑法改正を求めるとともに、ヘイト・スピーチに関連しては、デモ・集会中の人種の暴力および憎悪の扇動とともに憎悪および人種主義の表明に断固とした対処を行ない、インターネットを含むメディアでのヘイト・スピーチと闘うための適当な措置をとること、ならびに、この行為に責任のある団体と私人を調査し、必要があれば、訴追すること、および、ヘイト・スピーチを流布し憎悪を扇動した公務員および政治家に適当な制裁措置を追求することを勧告した⁽²²⁾。日本は人種差別撤廃条約第4条(a)および(b)については「日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由」と抵触しない限度において義務を履行するとの留保を付しており、勧告の表現もとるべき対応措置については日本の留保と裁量を考慮した表現とはなっているが、調査および必要に応じて訴追や制裁措置をとる義務があることならびに刑法改正を行なうべきことを明言したものとなっている。国家報告手続の下での懸念の表明と勧告は、留保等への配慮はあるものの、純粋な法律論の立場からのみなされているわけでは必ずしもないように思われる。委員会は一般的勧告で、留保を維持する場合には、その理由と範囲、その厳密な効果の内容を説明するよう求めており、憲法に基づく集会、結社およ

び表現の自由と人種差別撤廃条約の下で許されない表現の接点をより明確にしていくことが国際的には求められている。

拷問等禁止条約、強制失踪条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書では、各条約に定義する行為を国内犯罪化しその重大性を考慮した刑罰を科すこと、条約の定めに従って刑事裁判権を設定すること（特に容疑者所在地国となる場合）、犯罪人引き渡しを容易にすることが締約国に義務づけられ、拷問等禁止条約および強制失踪条約では、容疑者所在地国となった場合に当該容疑者を引き渡すかまたは訴追する（*auto dedere auto judicare*）ことが義務づけられている⁽²³⁾。拷問等禁止条約は「公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われる」拷問を禁止し、強制失踪条約は「国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団」を禁止するため、処罰義務は国家と特定の結びつきのある非国家主体に限定される（ただし強制失踪条約はこれ以外の個人・集団の行為についても調査および責任者を裁判に付すための措置をとる義務を課す）が⁽²⁴⁾、他方、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書は、私人の児童の売買、児童買春、児童ポルノを処罰対象とする（第2条）。この領域でも、不処罰を許容しないために、国内法で条約の定義に従った独立罪を設けること、時効を廃止または長期間とすること、刑罰を厳格化するとともに上官責任を採用することなど刑事法の一定の国際標準化を求める傾向が顕著である⁽²⁵⁾。

女子差別撤廃委員会の一般的意見30によれば、非国家主体による人権侵害行為について国が責任を負うのは、①非国家主体の行為が国際法に基づき国に帰属する場合、②私人の行動を相当の注意をもって防止、調査、処罰しおよび救済を確保する義務を怠った場合であるが、これとは別に、国際人道法が非国家主体を拘束する義務を含んでいるように、特に一定の政治的権力をもった武装集団が領域や住民に支配を及ぼしている場合には、非国家主体も国際人権法を尊重する義務を負い、人権法の重大な侵害は個人の刑事責任をもたらすとされる⁽²⁶⁾。国際刑事裁判所（ICC）規程に定義された国際犯罪に該当する重大な人権侵害を行なった個人は同規程に基づきICCに刑事訴追されうるが、一般的意見30は、国境を超えて行動するイスラーム武装勢力ボコ・ハラムやISIL（いわゆる「イスラム国」）の重大な人権侵害行為に対抗して、直接条約義務を課そうとする試みと思われる。この議論が今後どう展開するのかが注目される。

紛争の多発やグローバル化がもたらす新しい人権問題に対処して、人権条約実施機関が見解、最終見解、一般的意見により、かつ、条約の抽象的規定の解釈を通じて、条約起草時には想定されていなかった国の義務を導き出していることは紛れもない事実であろう。しかも、国連人権諸条約の実施機関は委員長の会合や相互の交流を通じて、それぞれの実施機関が採用した条約解釈が齟齬を来さないように緊密な調整を行なってきたように思われる。厳密な法律論からすればこれらの実施機関の見解や一般的意見に法的拘束力はないが、法律論は法律論として厳密に行ないつつも、これら実施機関の見解や一般的意見が行為規範化されていくプロセスを十分考慮した対応が締約国政府にも市民社会にも求められることになるだろう。

2 国連人権理事会による非拘束的人権文書に基づく人権保障の推進と国家

国連には人権諸条約に基づく人権保障制度とともに、国連憲章を根拠とする人権保障制度がある。憲章に基づく人権保障手続は、法的な手続きというよりも政治的な機関による非法的な手続きであるが、すべての国連加盟国を対象として、人権の尊重と促進をはかる手続きとして、きわめて重要であるので、ごく簡潔にはあるが、その特徴と機能についてふれておきたい。以下では、普遍的定期審査（UPR: Universal Periodic Review）と特別手続（special procedures）のみを取り上げる。これ以外に、旧1503手続に起源を有する不服申立手続⁽²⁷⁾があるが、その有効性には疑問もあり、ここでは省略する。

(1) 普遍的定期審査（UPR）における国家と国際機関

①UPRの基本的仕組み

UPRは現在第2巡目に入っているが、人権理事会発足後に新設された多数国間手続で、すべての国連加盟国を審査対象とし、人権理事会の下（主要には理事国で構成される作業部会）で理事国およびオブザーバー国が被審査国の全般的な人権状況をピアレビューする。被審査国は、同国が準備する報告書と人権高等弁務官事務所（OHCHR）が作成する被審査国に関する国連公式文書の集成および関連利害関係者からの情報を基礎として、国連憲章、世界人権宣言、被審査国が当事国となっている人権文書、自発的誓約および約束を基準に置き、適用可能な国際人道法を考慮して審査され、その結果が最終成果文書として採択される（制度構築決議の1—32）。被審査国は、自国に対して行なわれた勧告について受諾または拒否を自由に決定することができるが、受諾した勧告については実施しなければならず、理事会はそのフォローアップを行なうことになっている。もっとも次回以降の審査で前回の成果文書の実施に焦点を合わせるほかは、50カ国程度の被審査国が暫定報告書の形態で自発的に自己評価の結果を公表しているだけで、理事会としての組織的評価の仕組みは存在しない。

②UPRにおける国家と国際機関

UPRは国連加盟国が負う人権保障義務の遵守状況を法的に評価する手続きではない。確かに審査国の勧告には、人権条約実施機関が最終見解でふれた勧告をそのまま取り上げたと思われるものも相当数ある。例えば、未締結の条約の批准、留保の撤回、個人通報手続の受諾、特別手続報告者の受け容れ、国内人権機関の設置と人的・物的条件整備等がそれである。しかし、勧告が常に法的な意味で被審査国が負っている義務の履行を求めているわけではない。例えば、日本その他死刑存置国に対する西欧諸国の死刑廃止または死刑執行停止の勧告は、被審査国が実定法上死刑廃止義務を負っているという理由ではなく、死刑廃止を望ましいとする政策的観点からなされたものである。一般に欧米諸国は、被審査国の市民的・政治的権利の重大な侵害（拷問、即決処刑、恣意的拘禁、人権擁護者への迫害、表現の自由に対する恣意的制限、少数者の権利の剥奪、女性に対する差別や暴力、人身売買など）の事態や事件を批判し、これらの人権の尊重、被害者の救済、人権侵害責任者の訴追・処罰等を求める勧告を意識的に行なう傾向がある。これに対し、アジア・アフリカ諸国は、他国の人権状況、特に自由権の侵害を批判するような勧告を抑制し、同地域の国の人権政策、特に経済的・社会的・文化

の権利や発展の権利における成果を称賛し、いっそうの前進を期待する内容の勧告が顕著である⁽²⁸⁾。欧州連合（EU）諸国、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、アフリカ連合（AU）諸国など各地域グループの政治的行動が顕著だと指摘されるゆえんである⁽²⁹⁾。各国の勧告内容が政治的判断によって決定されるため、二国間の人権問題が取り上げられることもしばしばある。

しかし、勧告の受諾または拒否の決定権は最終的に被審査国にあるため、被審査国が望まない人権措置をとるよう求めても事態の改善を期待することはできない。もっとも実際には、グループ諸国の協力も得て受諾しやすい勧告が多数なされることも多く、多数の国にとって拒否の対象となるのは比較的少数の勧告にとどまる（日本の場合は死刑廃止関係、代用監獄制度の見直し、従軍慰安婦問題での法的責任の承認と国家賠償に関する勧告など）。被審査国が多数の国と利害関係者に対して自発的に勧告を受諾した以上、その国は自国の信頼と威信にかけても当該の人権勧告を実現しようと努力することを期待でき、その結果、被審査国の人権状況の発展に資することにもなろう。主要人権条約には相当数の未締結国が存在し、条約を締結しても国家報告を提出しない国が存在するが、UPRについてはこうした問題は生じていない。これも、国が他のすべての国連加盟国に対して行なう約束の重みを示すものと言えよう。確かに被審査国が拒否した勧告は、その国が態度を変更しない限り、事態の改善を望めないが、この限界はUPR制度の下ではやむをえまい。現在までのところ、UPRの被審査国について、人権条約の国家報告手続の下で採択された最終見解の勧告内容と矛盾するような勧告がUPR審査国から出され、被審査国がそれを受諾したという例は報告されていないし、UPRでの審査が最終見解の勧告を履行しない口実とされた例も存在しない。UPRは、条約手続のような条文ごとの細部にわたる人権状況の検討はできないが、すべての国連加盟国の全般的な人権状況を把握し、被審査国の自発性を引き出すことで人権状況の改善をもたらす重要な手続き⁽³⁰⁾と位置づけられよう。

同手続には、国家以外の利害関係者（国内人権機関〔NHRI〕、非政府組織〔NGO〕など）が国家報告作成過程および作業部会での審査過程に積極的に参加することが奨励され、人権理事会における最終成果文書の採択に際して一般的論評を加える機会を与えられている。今後第3巡目、第4巡目と手続きを更新していくためには、UPRにおける効果的で透明性のあるフォローアップ手続きの設定とそれへの利害関係者の実質的参加が不可欠となる。

（2）特別手続における国際機関と国家

①特別手続の仕組み

旧国連人権委員会の下で「人権の一貫した形態の侵害の事態」を検討した国別手続（1235手続）と、1980年の強制的非自発的失踪に関する作業部会（WGEID）の設置を嚆矢とするテーマ別手続とは、人権理事会の下で、特別手続と総称される⁽³¹⁾。特別手続の対象となる国とテーマは人権理事会の設置決議で決定され、任務担当者（mandate-holder、国別は1年または2年、テーマ別は3年で、更新可能）となる特別報告者、独立専門家または作業部会は、現在では人権理事会議長が地域協議グループとの協議を経て指名し理事会の承認を得る。任務担当者は、理事会が適当と認めた方法によって主題の調査・研究を行ない人権理事会に報告し、

これを受けて人権理事会はその年次会合で公開の審議を行ない必要な決議を採択する。

特別手続で多用される国別訪問 (country visit) は、任務担当者の要請または政府の招請で行なわれるが、移動の自由 (特に制限地域へのアクセス)、調査の自由 (すべての人、拘禁施設、すべての中央・地方当局、NGO・メディア等の代表、証人、被拘禁者等との秘密・不監視の接見、すべての資料の閲覧)、任務担当者と接触した人の保護、任務担当者の安全が要請される。すべてのテーマ別手続に対する恒常的招請 (standing invitation) を行なっている国は、2015年1月現在で109カ国 (日本は2011年) となっている⁽³²⁾。また任務担当者は、人権侵害の被害者と主張する者や証人、NGO等から発生した人権侵害事件またはその危険に関する情報 (communications) を受領した場合に、人権を確保するため、担当者の裁量で「申立の書簡 (letters of allegation)」や「緊急アピール (urgent appeals)」を行なうことが認められるようになり、受領した政府の回答に応じてさらに調査・勧告を行なうことが認められてきている⁽³³⁾。任務担当者の任務遂行において、NHRIやNGOが果たす機能 (事実調査・被害者調査の詳細情報の提供、提言、報告書および勧告内容の普及など) および事実としての影響力は時として非常に大きいものがある。2015年3月現在、人権理事会は41のテーマ別手続と14の国別手続に取り組んでいる。

②国別手続における国家と国際機関

「人権の一貫した形態の侵害の事態」を取り上げる国別手続は、旧1235手続が過度に政治化して正常な機能を阻害するに至った経緯⁽³⁴⁾があるため、特定国の人権侵害事態を取り上げることに反対する国もあったが、重大な人権侵害がいまだ少なくない国で発生しており、2010年以降もベラルーシ、中央アフリカ、コートジボワール、イラン、マリ、シリアについて国別マンデートが設定された。以前から手続対象国だったカンボジア、エリトリア、北朝鮮、ハイチ、ミャンマー、パレスチナ、ソマリア、スーダンと合計で、現在14カ国が手続対象国となっている。2014年から2015年にかけて、人権理事会は、「理事会の注意を必要とする人権の事態」(議題4)の下で、ベラルーシ、エリトリア、北朝鮮、ミャンマー、シリア等の人権状況を審議し、コンセンサスまたは多数決でこれらの国の人権侵害事態に関する決議を採択した⁽³⁵⁾。理事会が必要と決定する場合、さらに国連調査委員会を設置し (エリトリア、北朝鮮、シリア、2014年ガザ紛争)、または、人権高等弁務官 (スリランカ) に要請して特別調査が行なわれた⁽³⁶⁾。

重大な人権侵害事態は、さらに人権理事会から国連総会での審議が行なわれる。その結果、2014年に総会は、イラン (83対36、棄権68)、シリア (127対13、棄権48)、北朝鮮 (116対20、棄権53) の重大な人権侵害事態を非難し、その是正を求める決議を可決した。北朝鮮の人権状況に関する総会決議は、2005年以降EU諸国や日本が共同提案国となって毎年採択されてきたが、2014年の調査委員会報告後に採択された決議は、拉致を含めて北朝鮮の広範かつ深刻な人権侵害を非難するとともに、犯罪の責任者のICCへの付託を含めて問題を安保理で検討するため調査委員会報告書を安保理に提出するよう求めた⁽³⁷⁾。このように国別手続は政治性の強い手続きであるが、重大な人権侵害に対応する手続きとして利用されており、最近ではコア・クライム (ジェノサイド罪、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略の罪) および重大な人権

侵害については不処罰を許さず、国際刑事問題として事件をICCに付託するという意識が徐々に国際社会に広がりつつある。

③テーマ別手続における国家と国際機関

テーマ別手続が扱う課題は重大な人権侵害を扱うものから新たな人権問題を調査・研究するものまで多種多様であり、マンデートに応じて作業方法も多様である。現在マンデートが設定されている41の課題のなかには、旧国連人権委員会時代から更新されてきているものとして、強制的・非自発的失踪、恣意的拘禁、司法外の恣意的処刑、拷問および非人道的待遇と刑罰、人権擁護者の状況、児童売買・買春・ポルノ、女性・児童を含む人身取引、女性に対する暴力、意見と表現の自由、宗教と信仰の自由、移住労働者の権利、極端な貧困、食糧に対する権利（以上私人からのcomplaintsに対応する権限あり）、対テロ措置における人権保護、人種主義・人種差別主義・外国人排斥主義、先住民の権利、国内避難民の権利、などが含まれており、人権理事会発足後に設定された14の課題には、文化的権利、平和的集会と結社の権利（以上私人からのcomplaintsに対応する権限あり）、現代奴隷制、真実・正義・賠償・再発防止の保障の促進、障害者の権利、女性への法的・事実に基づく差別問題、老人の権利、安全な飲料水および公衆衛生に対する人権、人権と多国籍企業その他の企業、民主的および衡平な国際秩序などが含まれている。これらの人権問題は多くの場合、紛争の多発やグローバル化に伴う人権問題を反映している。また社会的・文化的権利や人権の構造的側面を対象とした課題が増えつつある⁽³⁸⁾。

これらの手続きが活動の国際基準とするのは国家を拘束する条約規定だけではなく、例えば恣意的拘禁作業部会は、依拠すべき国際基準として、世界人権宣言、条約の締約国であるか否かに関係なく自由権規約、あらゆる形態の被抑留者の保護原則、被拘禁者取扱い最低規則、自由を奪われた少年保護のための国連規則、少年司法運営のための国連標準最低規則の関連規定、を明示しており、これらの基準に基づいて苦情を受理し、加盟国への訪問を実施し、調査および勧告を行なうことになる。さらにこれらの手続きの下で、例えば強制的・非自発的失踪委員会が採択した国連強制失踪宣言に関する一連の一般的意見、旧国連人権委員会が採択した国内避難民の指導原則、恣意的拘禁作業部会の世界人権宣言第9条に関するファクト・シートなど、新たな国際基準や指針が作成されていることにも注意を払う必要がある。これらの決議、基準または指針等は形式的には法的拘束力を有する実定法規範とは言えないが、少なくとも特別手続における行動準則であり、条約実施機関によって条約規定の解釈の基準として援用されることもある。

なお最後に、多国籍企業を含む企業が人権享受に及ぼす影響の大きさから、2011年から「人権と多国籍企業及び他のビジネス企業」という課題が特別手続で取り扱われるようになったが、同作業部会は、国連の「保護、尊重及び救済 (Protect, Respect and Remedy)」という枠組みの下で人権理事会が採択した「ビジネスと人権の指導原則」の普及と効果的実施の活動を展開している。同原則は、多国籍企業に直接義務を課す方法ではなく、国家の人権保護義務、企業の「相当の注意 (due diligence)」に基づく自主的な人権保護責任、被害者への救済という枠組みを用いて、この課題に対処しようとする⁽³⁹⁾。これに呼応して、例えば児童の権

利委員会は、「児童の権利に対するビジネス部門の影響に関する国の義務」と題する一般的意見16(2013年)を採択し、上記枠組みおよび指導原則に基づく企業の自発的行動を尊重しつつ、同時に締約国自身の児童の権利に対する保護義務について、「尊重義務」(権利侵害企業への調達契約や公共投資の抑制義務等)、「保護義務」(企業の権利侵害に対する調査および救済義務等)、「充足義務」(労働・健康・安全等条件の法的・財政的整備義務等)の内容を詳述し、国家報告の審査に当たっては、これらの基準の遵守を締約国に勧告し始めている⁽⁴⁰⁾。今後の展開を注視する必要がある。

むすびにかえて

以上、国連の人権保障の活動を、人権条約制度に基づく条約実施機関の活動と国連憲章に基づく人権理事会の活動の双方から概観したが、最後に1点だけ指摘しておきたい。国連の人権保障制度は、以上にみたように、多様な国連加盟諸国の多様な人権状況に対応するため、法的性格の強い人権条約の個人通報手続から政治的性格の強い人権理事会のUPRや国別手続に至るまでの多様な構造となっている。しかし、これらの異なる手続はそれぞれが孤立しているのではなく、条約実施諸機関、人権理事会の諸機関ならびに特別報告者の間での相互経験交流や、OHCHRの統合的な事務局機能などを通じて、相互に影響を及ぼしあっており、国連の人権諸機関としての統一性・一体性を保つというベクトルが強く働いているように思われる。一見条約とは無関係と思われるテーマ別手続における報告書や人権理事会の非拘束的文書に掲げられた規則や基準が、さまざまな機関で相互に援用されていく過程を通じて次第に国際基準として結晶化し、国連人権保障手続に共通する基準として条約解釈等の法的プロセスにも反映されることは決して少なくない。法的手続においては実定法の立場から厳密な法解釈が求められるが、他方で、法的拘束力のない文書とか政治的機関によってなされた決定だというだけで提示された原則や基準を形式的に処理してしまわないように人権の問題状況と手続に応じた柔軟な対応が今後ますます必要となるだろう。条約締結手続を通じたハードな法と連動して今日では人権保護の国際的基準や指針がソフトな国際基準または行動規範として形成され、それらが人権条約の発展的解釈や慣習法化に影響を及ぼしているという国際人権法の動態を視野に入れることが求められている。今後内容がいっそう多様化し、各領域において詳細化していく人権規範に締約国が一機関で対応することには限界がある。国連人権保障制度を検討するに当たっても、総合的な検討体制とそれらの調整と連携が必要であろう。また多様化する人権問題に国内裁判所だけで対応することは困難であり、国連の人権諸手続においてNHRIが有する機能を考慮するならば、「国内機関の地位に関する原則(パリ原則)」に従ったNHRIの設置は不可欠である。

*本稿は筆者の個人の見解を述べたものであり、筆者が委員を務める強制失踪委員会の意見を述べたものではない。なお、本稿は科学研究費基盤研究(C)「人権規範の一般国際法規範への影響とアジア諸国の対応」の研究成果の一部である。

(1) 尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論』、信山社出版、2004年、137ページ。

- (2) 国連の人権諸活動の問題点と対応については、尾崎久仁子、前掲書、111-138、150-157、305-310ページ。阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック国際人権法』（第3版）、日本評論社、2009年、201-222ページ参照。芹田健太郎・薬師寺公夫・坂元茂樹『ブリッジブック国際人権法』、信山社、2008年、123-137ページ参照。
- (3) 申恵丰『人権条約上の国家の義務』、日本評論社、1999年、355ページ以下、特に401-405ページ参照。ただし、国が権利内容を充足する充足義務とは別に権利実現の条件整備を行なう促進義務を加えて4つに分類する。阿部浩己・今井直・藤本俊明、前掲注2、296-297ページ。
- (4) UN Doc. A/CONF.157/23.
- (5) 人権条約の発展的解釈については例えば、坂元茂樹「規約の解釈」、薬師寺公夫・小畑郁・村上正直・坂元茂樹『法科大学院ケースブック・国際人権法』、日本評論社、2006年、39-50ページ参照。
- (6) ウィーン人権会議では締約国が自由権規約委員会の見解に従うことを約束するという条項の追加も示唆された。国連の出版物も、自由権規約委員会の個人通報事件に対する委員会の見解には拘束力はないことを認めている。UN Doc. A/48/40, Vol. 1, p. 225; Human Rights Committee (HRCttee), Selected decisions under the Optional Protocol, Vol. 3, p. 1, para. 8.
- (7) HRCttee, General Comment 24, paras. 17-18, UN Doc. A/50/40, Vol. 1, pp. 123-124.
- (8) 詳しくは、薬師寺公夫「国際人権法の解釈と実施をめぐるわが国の課題」『法律時報』80巻5号（2008年）、32-33ページ。同「自由権規約と留保・解釈宣言」、桐山孝信・杉島正秋・船尾章子『石本泰雄先生古稀記念論文集・転換期国際法の構造と機能』、国際書院、2000年、264-266ページ参照。
- (9) *Broeks v. the Netherlands* (No. 172), HRCttee, Selected Decisions, Vol. 2, p. 201, paras. 12.1-12.5; *Kindler v. Canada* (No. 470), UN Doc. A/48/40 (1993) Pt2, pp. 149-150, paras. 13. 1-13. 2; *Judge v. Canada* (No. 829), UN Doc. A/58/40 (2003), Vol. 2, p. 92, para. 10.2; *Nabil Sayadi et al. v. Belgium* (No. 1472), UN Doc, CCPR/C/94/D/1472/2006, paras. 10.7-10.8. 薬師寺公夫「自由権規約個人通報手続における相対主義と普遍主義の法的攻防」、松井芳郎・本棚照一・薬師寺公夫・山形英郎編『グローバル化する世界と法の課題——平和・人権・経済を手がかりに』、東信堂、2006年、309-342ページ。同「国際人権法の現代的意義」『世界法年報』第29号（2010年）、21-22ページ参照。
- (10) UN Doc. CCPR/C/GC/33 (2008), paras. 13-15. 薬師寺「国際人権法の解釈と実施をめぐるわが国の課題」、前掲注8、33-34ページ参照。
- (11) *Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory*, Advisory Opinion, 9 July 2004, *ICJ Reports 2004*, pp. 179-180, paras. 108-110; *Ahmadou Sadio Diallo (Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo)*, Merits, Judgment, *ICJ Reports 2010*, pp. 663-664, para. 66.
- (12) *Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory*, supra note 11, pp. 179-180, paras. 108-111.
- (13) HRCttee, General Comment 31, UN Doc. CCPR/C/21/Rev.1/Add.13 (2004), para.10. なお欧州人権裁判所のアル・ジェッタ事件判決はイラク合同軍英国部隊の行動に欧州人権条約が適用されることを認めた。薬師寺公夫「国際機関の利用に供された国家機関の行為の帰属問題と派遣国の責任」、松田竹男・薬師寺公夫・坂元茂樹・田中則夫編『現代国際法の思想と構造 I —— 歴史、国家、機構、条約、人権』、東信堂、2012年、221-223ページ参照。
- (14) Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW), General Recommendation 28, UN Doc. CEDAW/C/GC/28, para. 12; CEDAW, General Recommendation 30, paras. 8-12.
- (15) UN Doc., CCPR/C/USA/CO/4 (2014), para. 4.
- (16) 三菱樹脂事件最高裁判決、『民集』27巻11号、1536ページ。同判決は基本権規定の間接適用説を採用したものとみなされているが、無適用説を採用したとする見方もある。憲法論については、小山剛「私法関係と基本的人権——三菱樹脂事件」、長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例

- 百選①（第6版）』、有斐閣、2013年、24-25ページおよび掲載された参考文献を参照。
- (17) HRCttee, General Recommendation 31, supra note 13, para. 8. See also, Sarah Joseph and Melissa Castan, *The International Covenant on Civil and Political Rights: Cases, Materials, and Commentary*, 2013, p. 42. 社会権規約については、例えば、Committee on Economic, Social and Cultural Rights (CESCR), General Comments 20 (2009), para. 11.
- (18) 人種差別撤廃条約のこれらの義務、特に私人間適用に関する詳細な分析については、村上正直『人種差別撤廃条約と日本』、日本評論社、2005年、61-152ページ、日本の適用状況とその問題点については、183-261ページ参照。
- (19) Committee on the Elimination of Racial Discrimination (CERD), General Comment 35 (2013), UN Doc. CERD/C/GC/35, paras. 4-23. 表現の自由の制限に関連しては、HRCttee, General Comment 34 (2011), UN Doc. CCPR/C/GC/34, paras. 21-52参照。
- (20) 私的領域における女性差別撤廃に関する女子差別撤廃条約の解釈および日本との関連については、国際女性の地位協会（山下泰子・辻村みよ子・浅倉むつ子・戒能民江）編『コンメンタール女性差別撤廃条約』、尚学社、2010年、の所収論文および各条文、特に第2条、第6条、第11条、第16条に関する注釈を参照。
- (21) CEDAW, General Recommendation 19 (1992), UN Doc. A/47/38, pp. 1-6, paras. 6 and 24.
- (22) CERD/C/JPN/CO/7-9 (2014), para.11. See also CCPR/C/JPN/CO/6 (2014), para. 12.
- (23) 拷問等禁止条約第4条から第8条、強制失踪条約第4条から第13条、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書第3条から第5条参照。
- (24) 拷問等禁止条約第1条、強制失踪条約第2条、第3条および第5条、ならびにICC規程第7条1 (f) (i)、同条2 (e) (i) 参照。
- (25) なお拷問等禁止条約のこれらの義務内容については、薬師寺公夫「拷問等禁止条約における容疑者所在地国の義務に関する覚書」『国際法の実践——小松一郎大使追悼』、信山社（近刊）所収参照。
- (26) CEDAW, General Recommendation 30 (2013), UN Doc. CEDAW/C/GC/30, para. 16.
- (27) 旧1503手続と不服審査手続の概要については、さしあたり、阿部浩己・今井直・藤本俊明、前掲注2、186-189ページ参照。
- (28) 普遍的定期審査の実施状況については、坂元茂樹「普遍的定期審査の理想と現実——相互審査の内実」、坂元茂樹・薬師寺公夫編『普遍的国際社会への法の挑戦——芹田健太郎先生古稀記念』、信山社、2013年、5-32ページ。また日本の第1回および第2回UPRにおける報告書、作業部会文書については、www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken-r/upr_gai.html からアクセスできる。
- (29) 小畑郁「国連人権理事会における普遍的定期審査」、芹田健太郎・戸波江二・棟居快行ほか編『講座国際人権法第4巻・国際人権法の国際的実施』、信山社、2011年、108-127ページ。今井直「国連人権理事会の創設とその活動に関する一考察」、島田征夫・古谷修一編『国際法の新展開と課題——林司宣先生古稀祝賀』、信山社、2009年、224-228ページ参照。
- (30) UPRについては〈www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Pages/UPRMain.aspx〉から基本情報にアクセスできる。
- (31) 阿部浩己・今井直・藤本俊明、前掲注2、189-201、216-218ページ参照。
- (32) 国別訪問の指針については国連人権委員会特別報告者・代表による事実調査使節の権限E/CN.4/1998/45, p. 36参照。なお国別訪問に関する資料は次からアクセス可能〈www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/CountryandothervisitsSP.aspx〉。
- (33) 人権理事会決議5/2「特別手続の行動規範：人権理事会の任務担当者」第8条（申立の書簡）および第9条（緊急アピール）参照。これらの実施については、例えばカンボジア任務担当者の2014年報告A/HRC/27/76, paras. 27-33参照。他方、テーマ別手続での例として、恣意的拘禁作業部会の個人からの苦情と緊急アピールについては、次を参照。A/HRC/27/48, paras. 10-31 〈www.ohchr.org/EN/

Issues/Detention/Pages/Complaints.aspx〉。

- (34) 阿部浩己・今井直・藤本俊明、前掲注2、192、218 ページ、尾崎久仁子、前掲注1、136-137 ページ。
- (35) 国別手続の資料は〈www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Countries.aspx〉参照。
- (36) 調査委員会の資料は〈www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/Pages/HRCIndex.aspx〉の Commission of Inquiry, Fact-finding Missions and Investigations の欄からアクセス可能。
- (37) A/RES/69/188, para. 8 〈www.un.org/en/ga/69/resolutions.shtml〉。安保理もこれを受けて北朝鮮の人権状況を2014年12月22日の会合で議論した。他方、ミャンマーの人権状況に関する決議は、人権状況を改善する政府の措置への期待と歓迎が示されている。
- (38) テーマ別手続については〈www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Themes.aspx〉 および 〈www.ohchr.org/EN/Issues/Pages/ListOfIssues.aspx〉 から各手続担当者を選択することで手続の詳細にアクセスできる。
- (39) 企業と人権に関する特別手続の現状については、次のリンクから資料が得られる 〈www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/WGHRandtransnationalcorporationsandotherbusiness.aspx〉。
- (40) UN Doc. CRC/C/GC/16 (2013), in particular, paras. 7-11, 24-31, 32-52; see also CRC/C/IND/CO/3-4, paras. 29.